

2005年度
民事訴訟法講義-2
8a

関西大学法学部教授
栗田 隆

秋学期-第8a回

1. 判決事項 (246条)
2. 自由心証主義・証明責任 (247条・248条)
3. 直接主義 (249条)
4. 判決の発効 (250条)
5. 判決言渡 (251条・252条)

判決事項 (246条)

- 訴訟物となっていない請求について判決することができない。
- 訴訟物たる権利関係が同一であっても、原告の求める上限を超える判決をすることはできない。

一つの請求の一部認容

- 原告の意思に反しない場合には、一つの請求の一部のみを認容することができる。
- 数量的に可分な給付については、一部のみを認容することは、通常、原告の意思に反しない。
- 単独所有権の確認請求に対して共有持分しか認められない場合には、共有持分を有する旨の一部認容判決をするのが原則となる。
- 引換給付判決は、一部認容の一種として許される。

自由心証主義（[247条](#)）

- 裁判官は、次の資料に基づいて、自由な心証により、当事者の主張の真否を判断することができる。
 1. 証拠調べの結果
 2. 弁論の全趣旨
 3. 顕著な事実
- 裁判官の心証形成は恣意的であってはならず、経験法則や論理法則にしたがった合理的なものでなければならない。

自由心証主義の具体的内容

- 証明の必要
- 間接事実による主要事実の推認
- 弁論の全趣旨の斟酌
- 証拠調べの結果の斟酌
- 証拠の証明力の自由評価
- 顕著な事実（[179条](#)）の斟酌

自由心証主義が尽きた時に、証明責任の作用が始まる

- 裁判所が事実の存否を確信できないときに、存否不明の事実についてはその存在または不存在を仮定して法規の適用の有無を判断せざるをえない。
- その仮定により不利益を受ける者の負担を証明責任（客観的証明責任）と言う。

証明責任の分配法則 - 法律要件分類説

- 出発点となる基本命題： 法規はその要件事実の存在が証明されたときにのみ適用されることを前提に法規を定めると、立法者は、法規の構成を通して証明責任を分配することができる。
- 私法法規は、この考えを前提にして作られている。

法規範の分類

- 権利根拠規定（拠権規定）
権利の発生を定める規定
- 権利障害規定（障権規定）
権利の不発生を定める規定
- 権利消滅規定（滅権規定）
権利の消滅を定める規定
- 権利阻止規定（阻権規定）
同時履行の抗弁のような権利行使の阻止を定める規定。

証明責任の分配の基本原則

- 法律効果の発生を主張する必要がある者は、権利根拠規定の要件事実の証明責任を負う。
- 法律効果の不存在を主張する必要がある者は、権利障害規定あるいは権利消滅規定の要件事実の証明責任を負う。権利行使が許されないことを主張する者は、権利阻止規定の要件事実の証明責任を負う。

例

民200条

1. 1項 権利根拠規定
2. 2項本文 権利障害規定
3. 2項但書き 権利障害規定の例外

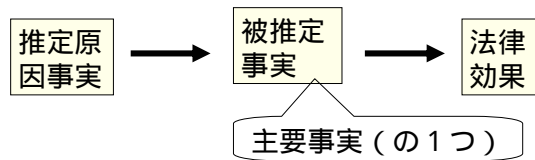
民115条

- 本文 取消権の根拠規定
- 但書き 取消権の障害規定

法律上の推定

- 法律上の推定という方法も、証明責任の分配の表現技術として用いられる。
- 法律上の推定は、ある事実から主要事実ないし権利を推定することを法規が定めている場合を指す。

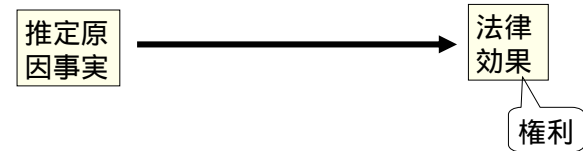
事実推定



例

- [新破産法15条2項](#)
- [民法186条2項](#)

権利推定



例

- [民法188条2項](#)
- [民法229条](#) (境界線上の物の共有推定)
- [民法250条](#) (共有持分の推定)

損害の算定の基礎となる事実の主張・立証

- 建物が他人の放火あるいは重過失による失火で焼失し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、建物の中にあった動産の損害額の証明は、原告が、個別に品名をあげ、購入時期・購入価額を明らかにすることにより、現在の価額の算定に必要な事実を主張・証明するのが本来である。
- しかし、主要な動産については可能であるとしても、全部についてすることは極めて困難である。

立証の困難からの救済 ([248条](#))

- このような場合には、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

248条の適用要件

1. 損害が生じたことが認められる場合であること
 2. 損害の性質上その額を立証することが極めて困難であること
- ✓ 民訴248条にならって、同趣旨の規定が平成11年法律38号により特許法105条の3に新設された（実用新案30条、意匠41条、商標39条により準用されている）。

直接主義（249条）

- 判決は、その基本となる口頭弁論に参与した裁判官がする。
- 口頭弁論への参与は、裁判官が口頭弁論終結時に当事者と裁判の基礎資料を共有していることを意味する。その裁判官が判決内容の確定に参与していればよく、判決書に署名できなくても、言渡しに参与できなくてもよい。（[規157条2項](#)）